(iii) Seamen's insurance
(iv) National pension
(v) Worker's compensation insurance
(vi) Unemployment insurance

［7］ meet the qualification requirements which the Obrigating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

(7) time-limit for tender : 4 PM 28 February 2018

(8) Contract point for the notice : Akira Togashi, Ryota Tsujimoto Accounting Section, Workers Compensation Administration Division, Workers Compensation Department, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8916 Japan (TEL 03―5253―1111 ex 5445)

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１３８号
北海道苫小牧市山手町２丁目６番16号　ハスカップハイツＢ棟201
債務者　山口　峰申
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第５５４号
仙台市青葉区鷺ケ森１丁目15番45号　コーポ鷺ケ森21―208
債務者　鈴木　春華
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７９２号
宮城県多賀城市高崎２丁目12番23号、従前の住所仙台市宮城野区新田３丁目28番16号
債務者　佐藤　正文
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８３０号
仙台市青葉区下愛子字観音40番地の11　エスポワールコマツⅡＡ館103
債務者　田中　洋平
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８８５号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目34番29号　エイカーズ旭ケ丘202
債務者　門間　陽子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
秋田県能代市出戸本町12番15号　大山貸家１号
債務者　戸松　弘美
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第６３号
秋田県能代市出戸本町12番15号　大山貸家１号
債務者　戸松　清香
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１４３号
福島市宮代字植田前21番地の22
債務者　高松絵利奈
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第７６号
福島県双葉郡広野町広洋台１丁目１―53　吉乃川建設宿舎　203号室、住民票上の住所青森県下北郡東通村大字尻労字上堀川５番地２
債務者　二本柳　勇
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第２３３号
茨城県つくば市安食2544番地27
債務者　三橋　奈加
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２４６号
茨城県桜川市真壁町酒寄1400番地
債務者　廣瀬　　功
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第６１６号
川崎市幸区古市場1830番地４　パルデンスエンゼル　203
債務者　戸塚　奨互
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６６１号
川崎市麻生区高石１丁目15番33号　ジュネス百合ヶ丘　203
債務者　合田　紗良（旧姓水落）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６８８号
川崎市麻生区岡上58番地　コーポ宮野　203
債務者　大多和裕美
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６９８号
川崎市川崎区本町１丁目９番地13　吉尾マンション　205
債務者　小林エルリナこと　ＫＯＢＡＹＡＳＨＩ　ＥＲＬＩＮＡ　ＴＵＮＧＣＡＢ
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

第明治三十五種郵便物認可